

市町村合併に係る任意協議会の立上げについて

平成 15 年 12 月 19 日

企 画 部

11 月 27 日に開催された第 6 回盛岡地域合併問題研究会で個別に任意協議会への参加の申し入れを行うことについて了承を得たことを踏まえ、雫石町、滝沢村、玉山村、紫波町、矢巾町の 5 町村長へ参加の要請を行いました。

記

1 申し入れの日程

町村名	日	時
玉山村	12月11日(木)	午前10時
矢巾町	12月11日(木)	午前11時30分
滝沢村	12月11日(木)	午後1時
雫石町	12月15日(月)	午前11時10分
紫波町	12月15日(月)	午後1時30分

2 任意協議会への参加要請

別紙の趣意書により申し入れ、16年1月30日までに回答をいただくこととしている。

(仮称) 盛岡地域合併問題協議会設置趣意書

本格的な地方分権時代に入った今日、盛岡地域が持つ多様な地域資源や都市機能をより一層活かしながら、この地域に住む人がいつまでも住み続けられ、多くの人を引きつけるようなまちづくりを進め、将来の世代に引き継いでいくことは、住民に最も身近な行政主体である各市町村に課せられた使命であると考えます。

こうした中で基礎自治体として、より住民による自治の充実拡大を図るとともに、住民に対し将来にわたって安定的に行政サービスを提供していくためには、財政力や人材の育成の充実など行財政基盤を強化していく必要がありますが、市町村合併特例法の期限の到来や第 27 次地方制度調査会の最終答申が提出されたことを考慮すれば、盛岡地域の持つ歴史、文化、自然、産業構造、社会基盤などを踏まえ、これまでの広域的な連携をさらに発展させ、かつ多くの権限の委譲を受けるなどによって、自立化を目指す市町村合併を具体的に検討する段階にあると存じます。

申すまでもなく、合併の是非は住民の意向に添って判断すべきものがありますが、その判断材料として行政は合併に係る情報をできるだけ具体的に提供していかなければならないと考えています。そのため、早急に合併の枠組みや地域の将来ビジョン、合併した場合の行政サービスなどを明らかにし、合併の是非も含めて具体的な検討を行うための任意協議会を設置し、その成果を広く住民や議会に提供する必要があるものと存じております。

つきましては、地域のことは地域で決めるという自立した自治体の確立や将来にわたって効率的で安定したまちづくりの実現を目指し、住民や議会とともに具体的に市町村合併に関する諸課題について協議する(仮称)盛岡地域合併問題協議会の設置について御賛同いただき、御参加いただきますようお願い申し上げます。

平成 15 年 12 月 日

様

盛岡市長 谷藤 裕明

○これまでの経過について

- *平成 15 年 3 月 31 日 6 市町村による合併問題研究会を立ち上げ
- * 5 月 26 日 第 2 回盛岡地域合併問題研究会の開催
・合併問題に係る調査研究
- * 6 月 9 日 第 3 回盛岡地域合併問題研究会の開催
・合併問題に係る調査研究
- * 6 月 25 日 第 4 回盛岡地域合併問題研究会の開催
・合併問題調査研究報告書（中間報告書）の取りまとめ
- * 10 月 15 日 第 5 回盛岡地域合併問題研究会の開催
・今後の進め方について意見交換
国の三位一体の改革や 11 月の第 27 次地方制度調査会の報告などを課題に議論したいとの意見が出され、研究会を再開することで意見が一致した。
- * 11 月中旬 市長が 5 町村長と個別に懇談を行う。
- * 11 月 27 日 第 6 回盛岡地域合併問題研究会の開催
・今後の進め方について意見交換
中核市に移行し、持続可能で自立した地域づくりを目指すため、研究会を一步進めて任意協議会を立ち上げ、市町村合併についての具体的な議論をしたいという市長の思いを各町村長に説明した。
懇談で合意された内容は次のとおり。
①12 月中旬ぐらいまでに任協設置についての正式な文書を個別に持参する。
②回答期限は 1 月中とする。
③研究会は、今日で一旦閉じることとする。